

福利 FUKURI KOCHI 高知

Vol.126
令和2年11月13日発行

●contents

令和2年度末に退職される方へ	23
被扶養者の認定種別確認及び資格確認(検認)を終えて	4
被扶養者の認定要件について	5
2021年3月(予定)からマイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになります!	67
組合員証・被扶養者証等の番号に2桁の枝番が追加されました!	8
ジェネリック医薬品を使ってみませんか?	9
育児休業手当金・介護休業手当金の給付上限日額が変わりました/ 標準報酬月額の上限額が改定されました!!	10
知っておきたい標準報酬制	11
特定健康診査の受診はお済みですか?	12
特定保健指導を利用しましょう!	
健康情報冊子「QUPIO plus」をお届けします/令和3年度の間ドック (1泊ドック)の自己負担額等が変更となります!/健康相談事業	13
いきいき健康だより	14
令和2年度 教職員互助会の給付事業について	15
退職互助部制度のご案内/令和3年1月受診分から、退職互助部の医療費 補助金・配偶者医療費補助金の給付内容が変わります(お知らせ)	1617
Hello! Doctor	1819
貸付事業のご案内/ここにサブリを⑦	20
ペンリレー/投稿作品/作品応募のご案内	21
ベネフィット・ステーション キャンペーン	2223
世界味めぐりの旅/高知会館からのお知らせ	2425
各月の送金日・締切日等の一覧・各係の主な事業と問い合わせ先	26



えぼし岩(宿毛市)



編集発行/公立学校共済組合 高知支部・(一財)高知県教職員互助会・高知県教育委員会 教職員・福利課
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 TEL.088-821-4755 <https://www.kouritu.or.jp/kochi/>

公立学校共済高知支部

検索

ご家庭のみなさんでご覧ください

令和2年度末に退職される方へ



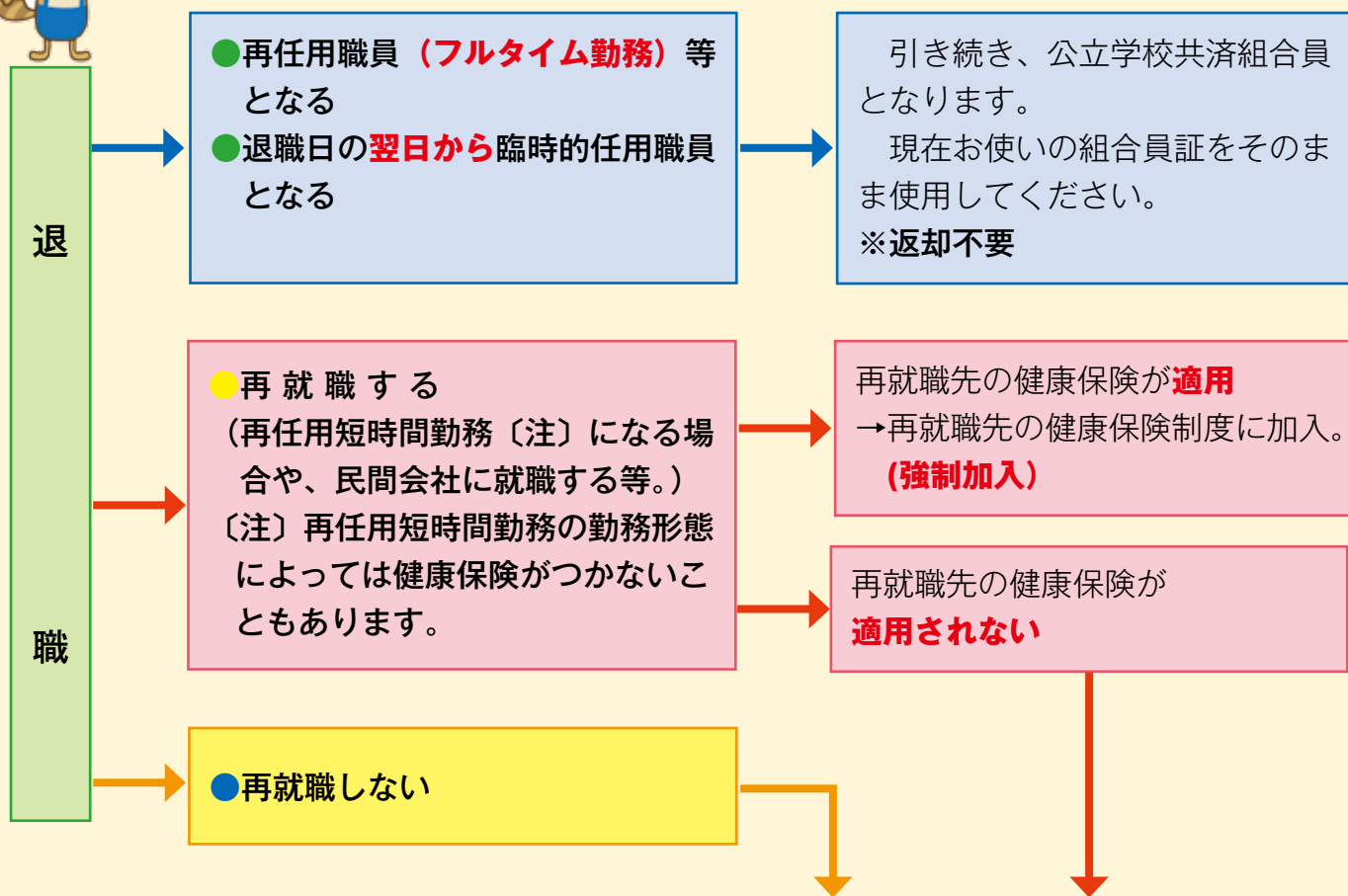
退職後の健康保険制度について

組合員の方が退職すると組合員の資格を失い、退職日の翌日からは在職中に使用していた組合員証や被扶養者証などは使用できなくなります。

そのため、下記のいずれかの健康保険制度に加入することになりますので、フローチャートで確認してみましょう。



それぞれの特徴を見極め、ご自身にあった制度を選択しましょう！



下記①～③から選択

①家族の加入している健康保険の被扶養者となる。

手続き及び認定の有無は家族の勤務先でご確認ください。

②公立学校共済組合任意継続組合員制度に加入する。→次のページをご覧ください。

退職日の前日まで、引き続き1年以上の組合員期間がある場合のみ加入できます。

③市町村国民健康保険に加入する。

手続きは住所地の市町村の国民健康保険担当窓口でご確認ください。



任意継続組合員制度とは？

退職後も、引き続き公立学校共済組合の短期給付を受けることができる医療保険制度です。

●任意継続組合員になる要件は？

- ①退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であること。
- ②「任意継続組合員申出書の提出」と「掛金の納付」を期限内に行うこと。
令和3年3月31日退職者の場合、最終期限は令和3年4月19日（月）です。
※書類は退職者予定者向けの資料の中で案内をします。

●掛金の納付方法は？

「任意継続組合員申出書」の受付後、当支部から振込依頼書を郵送しますので、期限までに払い込んでください。

●掛金はどのくらい？

掛金は掛金算定基礎額に掛金率を乗じて得た額が1ヶ月の掛金額になります。

$$\text{掛金算定基礎額} \times \text{掛金率} = \text{掛金月額（円位未満切捨て）}$$

【掛金算定基礎額】

次の①～②のうち、いずれか低い額となります。

- ①退職時の標準報酬月額
- ②前年度の公立学校共済組合員の平均標準報酬月額（令和2年度 410,000円）

【掛金率】

令和2年度 短期掛金率 1,000分の84.2
介護掛金率 1,000分の14.98（40才以上65歳未満の組合員のみ）

※令和3年度の掛金率が確定しておりませんので今年度の掛金率を載せています。

●任意継続組合員証の交付について

入金を確認できましたら、3月末以降にご自宅に任意継続組合員証等を送付します。

※退職後は現在の組合員証等は使用できませんので、所属所を通じて返却してください。

退職時の年金手続きについて

退職時の年金に関する手続きは、生年月日で異なります。



生年月日	提出書類
昭和33年4月1日以前の方	・退職届書※1 ・退職による年金改定書類※2
昭和33年4月2日以降の方	・退職届書※1

※1 提出書類は退職者予定者向けの資料の中で案内をします。

※2 個別に書類を作成し、2月下旬ごろご自宅宛てへ送付します。

【年度末に退職される方へについてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）を終えて



令和2年7月22日付公共高第148号で通知し実施しました「被扶養者の認定種別確認及び資格確認（検認）」にご協力いただき、ありがとうございました。

今年度の資格確認（検認）においても、遡って認定取消となる事例が見受けられました。

遡って認定取消となった場合、取消日以降に病院等で組合員証（保険証）を使用したときは、共済組合に医療費を返還していただくことになります。

組合員の皆様におかれましては、日頃から被扶養者の現況（就労・収入）を把握していただき、被扶養者としての要件を欠くときは、速やかに所属所を通じて取消手続を行ってください。



下記は今回の検認で、認定取消となった主な事例です。

①被扶養者が就職し、新たに健康保険証を持っていることが判明した。

就職等により新たに健康保険証を取得した場合、被扶養者の資格は喪失となります。

②パートの収入があり、月額108,334円（または150,000円）以上の収入は3か月連続しないが、過去12か月の累計が認定基準額を超えていた。

月の収入に変動があり、年間の収入見込みが立ちにくいものについては、毎月の収入を確認し、認定要件に該当するかどうかを判断します。

3か月連続していない場合でも、収入の累計が130万円（または180万円）以上（毎月、過去12月分をスライドして確認）となる場合には、その時点で認定取消となります。

収入には賞与や手当等を含みますので、十分確認をしてください。

③公的年金（国民年金、厚生年金等）のほかに、個人年金や財形年金の収入があることが判明した。

生命保険契約に基づく個人年金や貯蓄型の個人年金（財形年金等）を定期的に受け取る場合は恒常的な収入とみなします。

60歳以上の公的年金受給者及び障害を事由とする公的年金受給者の認定基準額は180万円ですが、個人年金については認定基準額が130万円になりますので、公的年金の受給がない場合ご注意ください。

また、公的年金受給者で、かつパート・アルバイトのような月単位の収入がある場合、月額15万円以上の収入がある月が3か月連続していないかどうか確認が必要です。

年金額を12か月で除した額にパートやアルバイトの月の収入を合計した額が15万円以上ある月が3か月連続した場合は認定取消となります。

④事業所得があり、確定申告書上の所得金額は130万円未満だったが、必要経費を確認したところ、認定基準額を超える収入となった。

事業、農業、不動産所得者等の収入については、所得税法上の所得をさすものではなく、総収入のうち共済組合で必要経費として認めている経費を控除した額を収入として取扱います。そのため、確定申告書上の所得金額とは異なります。

共済組合で認めている必要経費については、右のページでご確認ください。（[公立学校共済組合高知支部ホームページ](#)>[高知支部について](#)>[福祉事務の手引](#)>（手引1）組合員資格からもご確認できます。）なお、事業等収入が認定基準額以上となった場合は、確定申告を行った日が認定取消日となります。





被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定要件（概要）は次のとおりとなります。**被扶養者が認定要件を欠いた場合、被扶養者の認定取消は取り消すべき事実の発生した日まで遡って行われ、取消日以降に給付された医療費等は返還していただくことになります**ので速やかに届出をお願いします。

◆被扶養者の認定基準額について

	右欄以外	60歳以上の公的年金受給者 又は若くても障害年金受給者
年金・恩給（注1） 事業所得・不動産所得等	年額 130万円未満	年額 180万円未満
雇用保険（失業給付、傷病 手当金等）	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満
給料等（地代・家賃・年金・ 恩給（注2）等）	月額 108,334円未満	月額 150,000円未満

①被扶養者の認定基準額とは

被扶養者の認定時における所得税法上の所得ではなく、**被扶養者の認定申告時以降における恒常的な収入（税等控除前）の総額**をいい、給与収入等、事業所得（営業、農業等）、不動産所得（家賃、地代等）、各種年金（遺族年金、障害年金、個人年金（民間会社、金融機関等との契約に基づく個人年金、財形貯蓄年金型のもの）等を含む。）、恩給（扶助料等を含む。）、雇用保険、利子、配当等一切が含まれます。（退職金、財産売却金等の一時的な収入は含まれません。）**ただし、事業所得、不動産所得等については、社会通念上明らかに当該所得を得るために必要と認められる経費に限りその実額を控除した額となります。（④参照）**

②恒常的な収入とは3か月を超える期間継続して得られる収入のことを言います。

③認定基準額は収入形態に応じて、年額・月額・日額で認定基準額を判断します。

（例）年金（注1）収入のみの場合 ⇒ 年額 で判断します。

年金と給与（月給）収入（注2）の場合 ⇒ 月額 で判断します。

失業給付のみの場合 ⇒ 日額 で判断します

④事業所得、不動産所得等における必要経費として認められないものは下記でご確認ください。

※下記で認めていない経費であっても、業種・必要経費の内容により一部認められる場合があります。

【一般用（事業所得・不動産所得等）】

○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
売上原価	○	貸倒金	×	荷造運賃	×	広告宣伝費	×	消耗品費	○
給料賃金	○	地代家賃	○	水道光熱費	○	接待交際費	×	福利厚生費	×
外注工事	×	利子割引料	×	旅費交通費	×	損害保険料	×	雑費	×
減価償却費	×	租税公課	×	通信費	×	修繕費	○		

【農業用】

○＝認められるもの、×＝認められないもの

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
雇用費	○	利子割引料	×	肥料費	○	諸材料費	○	農業共済掛金	×
小作料・賃借料	○	租税公課	×	飼料費	○	修繕費	○	荷造運賃手数料	○
減価償却費	×	種苗費	○	農具費	○	動力光熱費	○	土地改良費	×
貸倒金	×	素畜費	○	農薬衛生費	○	作業用衣料費	×	雑費	×

【種別確認、検認、被扶養者認定要件についてのお問い合わせ】 共済組合共済班 ☎ 088-821-4813

2021年3月(予定)から マイナンバーカードが健康保険



1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子
証明書により医療保険の資格をオンラインで
確認します。



利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として
利用するためには、登録が必要です。登録の
申込は、マイナポータル*でできます。

(*子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップでできたり、行政から
のお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

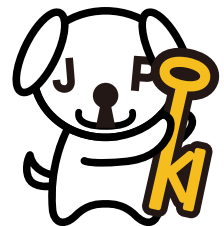


マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの
中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)
は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイ
ナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療
情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。



証として利用できるようになります!



どんないいことが?

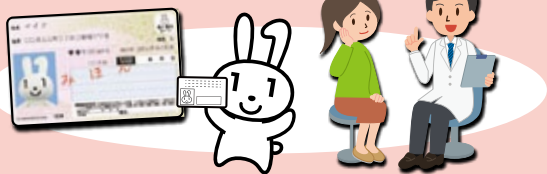
6つのメリット

POINT!

1

健康保険証として ずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



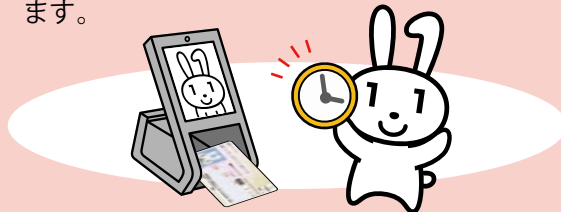
※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT!

2

医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT!

3

手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT!

4

健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。



POINT!

5

医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT!

6

マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



申込方法は
特設ページでも
確認できます!



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー
マイナンバー総合
フリーダイヤル **0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間(年末年始を除く) 平日: 9時30分~20時00分
土日祝: 9時30分~17時30分



令和2年11月
FUKURI KOCHI

令和2年10月以降に新規に交付される組合員証・被扶養者証等の番号に2桁の枝番が追加されました！



令和元年5月22日に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和3年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用（オンライン資格確認）が開始される予定です。

オンライン資格確認の開始に伴い、組合員証・被扶養者証等（以下、組合員証等）の番号を個人単位化する必要があることから、令和2年10月以降に新たに交付される組合員証等の記号・番号に2桁の枝番が追加されました。

なお、**令和2年9月までに交付された組合員証等については、そのまま使用できます**ので、大切にお取り扱いください。

【令和2年10月から新たに交付される組合員証等の変更内容】

- ①番号に枝番が追加印字されるようになりました。
- ②これまで印字されていた整理番号がなくなりました。



《令和2年9月30日までに交付された組合員証等》

《令和2年10月1日以降に交付された組合員証等》

整理番号

公立学校共済組合	本人	令和〇年〇月〇日交付	00
組 合 員 証	記号	公立高知	番号 123456
氏 名	キョウイ タロ 共済 太郎		
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男		
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

ここに枝番が追加されます。

公立学校共済組合	本人	令和〇年〇月〇日交付	
組 合 員 証	記号	公立高知	番号 123456 (枝番)00
氏 名	キョウイ タロ 共済 太郎		
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 男		
資格取得年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、当共済組合にマイナンバー（個人番号）が登録されている必要があります。

組合員となったときや被扶養者の認定の申告を行う際には、「個人番号記入様式」によりマイナンバーを届出いただくこととなっていますので、忘れずに手続きを行ってください。

手続方法は高知支部のホームページの「福祉事務の手引」をご覧ください。

公立学校共済組合高知支部トップページ>高知支部について>福祉事務の手引>(手引1) 組合員資格



【組合員証等の枝番についてのお問い合わせ】 共済組共済班 ☎ 088-821-4813